

## 年度初めて**忙しい**ですが…

# 休める時や休みが必要な時は、休暇をとみましょう!

—県教委も県下の教職員の年休の平均使用日数を年15日に増やすことを目標にしています—

若手教職員の皆さんに向けた通信紙として、昨年4月から発行し始めた「Cheer」ですが、昨年は発行責任者が途中で息切れして、11月以降「お休み」になっていました。やはり、休みが必要な場合は、早めに休みをとって疲れをとらなければ、仕事が継続できないということを、身をもって明らかにした形になりました。

そこで、今年度は「休暇」からスタートします。長崎県の条例で定められている休暇は、「年次休暇」「病欠休暇」「公傷休暇」「療養休暇」「生理休暇」「介護休暇」「特別休暇」の7つですが、まずは、学校で最も一般的に使われている休暇である「年次休暇」から解説します。

### 年次休暇(年休)は理由を問わず取得できます

年次休暇(年休)は、理由を問わず、休みたい日あるいは時間帯を、1日または1時間単位で「年休届」に記入して提出するだけで取ることができます。電話で連絡しておいて、後で「届」を出すこともできます。

取る時に理由を言う必要はありません。「年休をどのように利用するかは、使用者の干渉を許さない労働者の自由である」という最高裁判決もあります。未だに年休の理由を聞く管理職がいるという話も聞きますが、そういう管理職は相当ズレているといわなければなりません。なぜなら、県教委は、年休の取得促進の取組をすすめており、管理職に対しても学校現場での取組をすすめるよう指導しているからです。

### 県教委は年休取得促進の取組をすすめています

県教委は、法律で作成が義務づけられている子育てのための職場環境づくりについての「特定事業主行動計画」で、職員の1年間の年休取得の平均日数を、2008年度の11日から2014年度までに15日に引き上げるという数値目標を設定しています。校長・教頭・事務長などの管理職に対し

ては、昨年12月に、管理職用の「県立学校における教職員の業務の効率化と縮減に向けたマニュアル(改訂版)」を出し、「年休等の取得促進について」の項を設けて、次のような取組例をあげています。

○年次休暇について、前年の取得日数よりも1日以上多く取得する「プラスワン取得運動」を展開する。

○誕生日、家族の記念日、結婚記念日等のメモリアルデーにおける年次休暇使用の啓発を行う。



さらに今年度からは、管理職についての「目標管理制度」で、「働きやすい職場環境づくり」を統一的な目標として設定し、各学校における働きやすい職場環境づくりの取組を促進するとしています。

### 年休の来年への繰り越しは20日以内です

年休はその名のとおり、1年ごとに付与されます。この場合の1年は、1月から12月までです。フルタイムの教職員の場合、付与日数は20日です。4月からの新採の人は12月まで15日になります。12月までに使わなかった年休は次の年に繰り越されますが、20日が限度です。

新採2年目以上の人は自分の年休届を確認してみてください。「前年繰越日数」と「本年与えられる日数」があって、合計すると30日以上の人も多いのではないかと思います。今年12月末時点での残日数が20日以上あっても、20日を超える分は使わないまま消えてしまいます。

「今の学校の忙しさの中では休みなんて取れない」という思いの人も多いでしょう。しかし、休める時や休む必要のある時に休むことができる職場でなければ、生徒に対しても豊かな教育を行うことは難しいのではないのでしょうか。

知りたいことや解説してほしいことがあれば、分会長さんへ伝えてください。